

# 事業性評価と知財金融について

---

平成29年3月3日

金融庁監督局銀行第二課



# リレーションシップバンキング～事業性評価の歩み

## 14年 10月 金融再生プログラム

⇒地域金融機関の不良債権処理については、主要行とは異なる特性を有するリレーションシップバンキングのあり方を多面的な尺度から検討

## 15年 3月 リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム(15～16年度)

⇒リレーションシップバンキングの機能を強化し、中小企業の再生と地域経済の活性化を図るため各種の取組みを進めることによって、不良債権問題も同時に解決。リレーションシップバンキングの機能強化計画の提出

## 15年 6月 事務ガイドラインの改正

⇒リレーションシップバンキングの機能の一環として行うコンサルティング業務等取引先への支援業務が付随業務に該当することを明確化

## 17年 3月 地域密着型金融の機能強化に関するアクションプログラム(17～18年度)

⇒金融機関が取組むべき事項として、事業価値に着目した知的財産権担保融資などを例示。

## 19年 4月 地域密着型金融の取組みについての評価と今後の対応について(金融審議会第二部会報告)

⇒「目利き機能」発揮の方策として、特許等の定性情報評価を制度化した知的資産経営報告書の活用を例示。

19年 8月 監督指針の改正 ⇒ 時限プログラムから恒久的な枠組みへ

20年 9月 リーマンショック

20年 11月 中小企業金融円滑化法(二度の延長を経て、23年3月に終了)

23年 5月 監督指針の改正 ⇒ 地域密着型金融をビジネスモデルとして確立

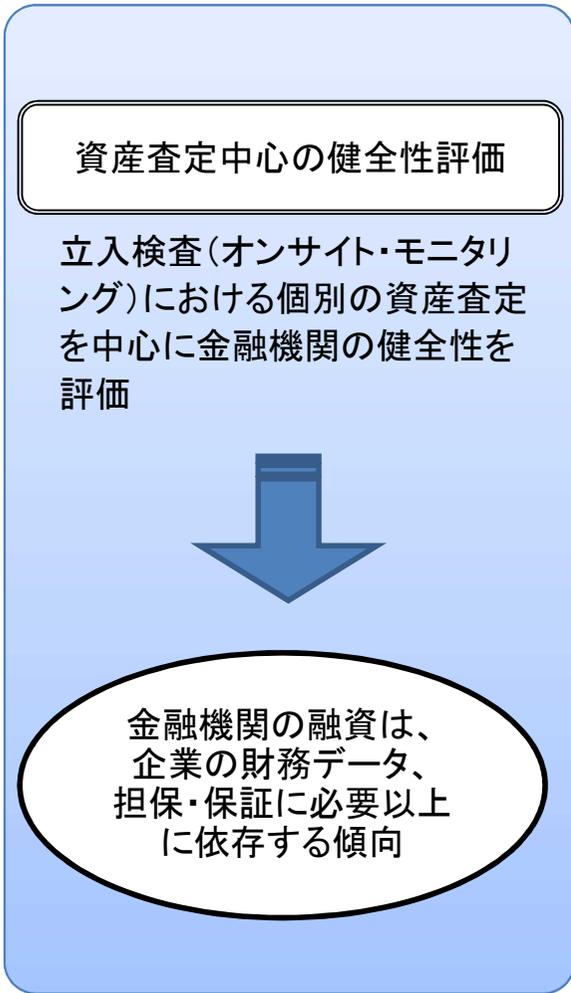
25年 9月 金融モニタリング基本方針 ⇒ 事業性評価にかかるモニタリングの開始

26年 9月 金融モニタリング基本方針

27年 9月 金融行政方針

# 平成25事務年度以降の対応

《従前の検査(モニタリング)手法》



金融機関全体のリスク分析に基づく健全性評価

借り手の事業内容等の適切な評価に基づく融資の促進

## ① 資産査定における金融機関の判断の尊重

- 25事務年度は、小口の資産査定について、金融機関の判断を極力尊重
- 26事務年度以降は、金融機関の健全性に影響を及ぼす大口与信以外の資産査定について、原則として金融機関の判断を尊重  
(金融モニタリング基本方針に明記)

## ② 事業性評価に基づく融資の促進

- 25事務年度は、地域銀行が取引先企業の事業を適切に評価できているかについて個別事例に基づき銀行と議論
- 26事務年度以降は、地域銀行が事業を適切に評価し企業の活性化にいかに取り組んでいるかを検証し、銀行の態勢の強化を促進

《参考》中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針(抜粋)

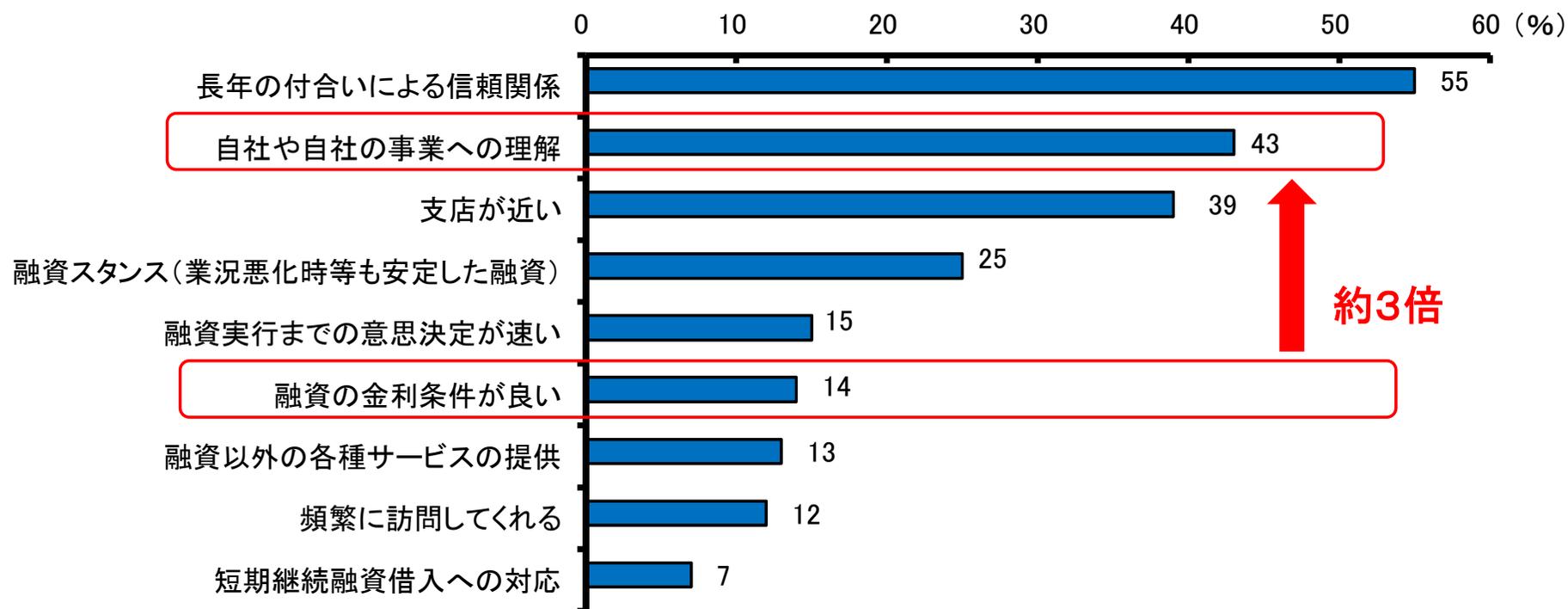
(参考) 顧客企業のライフステージ等に応じて提案するソリューション (例)

顧客企業のライフステージ等の類型	金融機関が提案するソリューション	外部専門家・外部機関等との連携
創業・新事業開拓を目指す顧客企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術力・販売力や経営者の資質等を踏まえて新事業の価値を見極める。</li> <li>・公的助成制度の紹介やファンドの活用を含め、事業立上げ時の資金需要に対応。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公的機関との連携による技術評価、製品化・商品化支援</li> <li>・地方公共団体の補助金や制度融資の紹介</li> <li>・地域経済活性化支援機構との連携</li> <li>・地域活性化ファンド、企業育成ファンドの組成・活用</li> </ul>

## 金融機関の融資先企業へのヒアリング

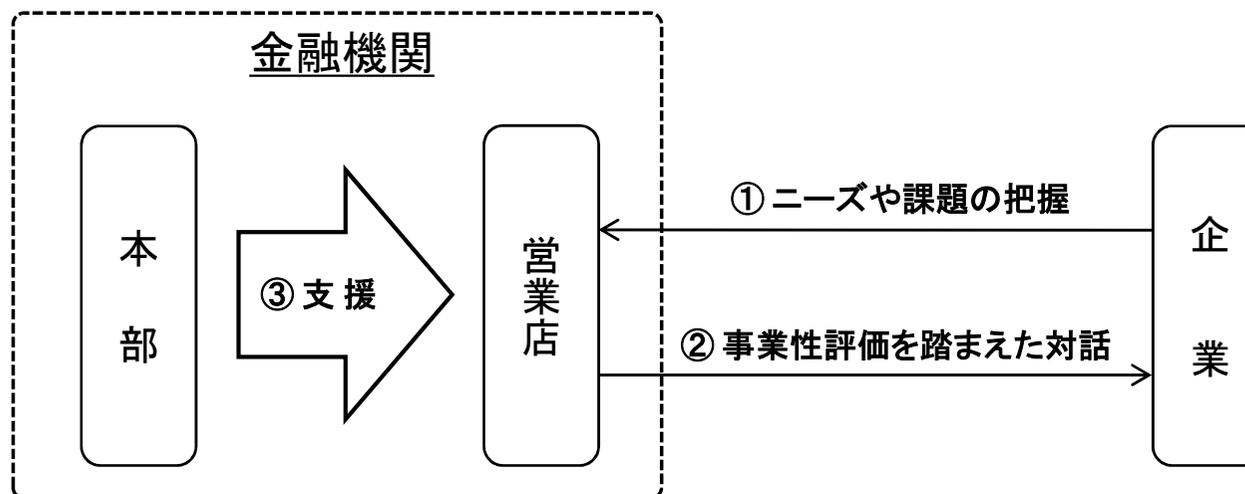
- 昨事務年度、金融庁として企業へのヒアリング及びアンケート調査を実施（対象企業:3,211社）
- その結果によれば、企業は、メインバンクに対し、「融資の金利条件」以上に、「**自社や自社の事業への理解**」や「**長年の付き合いによる信頼関係**」を求めている

### 企業がメインバンクに求めるもの



## 企業から評価される地域金融機関の取組み

- 企業から評価される金融機関には、本部を含めた組織全体として、企業との課題共有を図る仕組みを構築し、企業のニーズや課題に沿ったサービスの提供に努めているという、共通の特徴が見られた



### 《共通の特徴》

- ① 企業のニーズや経営課題の把握において、経営者との直接対話、ヒアリング項目の策定、ITの活用による本部・営業店での情報共有等、独自の仕組みを構築
- ② 金融機関が分析した企業の事業性評価等を企業に開示しながら、経営課題の背景・根拠の分析結果や経営改善に向けたポイントを説明する等、企業との課題共有のための対話を実施
- ③ 企業への経営支援について、経営陣・本部が個々の進捗状況を確認し具体的な指示を行う等、営業店任せではなく本部が積極的にサポート

### 《その他の特徴的な取組み》

- 企業の事業性に関する目利き力や企業に対する提案力の向上を図るための人材育成
- 本業支援の取組みを行員の業績評価に反映

## 地域金融機関における知的財産の活用

### ➤ 知的財産の事業性評価等への活用

- ・ 地域金融機関では、事業性評価や融資審査に知的財産を活用するところが増えつつある。
- ・ 顧客の事業や技術力に対する理解の深化(事業性評価)や対話のツールとして活用。
- ・ 融資判断の補強材料や取引先の本業支援・課題発掘の判断材料として活用。
- ・ 企業の強みや成長性、ビジネス全体を読み解くツールの1つとして「知財ビジネス評価書」を活用。

≪参考≫ 地域金融機関における知財ビジネス評価書の活用状況

	26年度	27年度	28年度
知財ビジネス評価書を活用した金融機関	22機関	63機関	107機関
うち地域金融機関	18機関	59機関	105機関

※累計135機関(うち地域金融機関は130機関)が知財ビジネス評価書を活用

### ➤ 知的財産に着目した融資商品

地域銀行のうち10行が、知的財産に着目した融資商品を販売。

- (例) ・ 知財ビジネス評価書や外部機関を活用して、知的財産の評価を実施。
- ⇒ 外部機関の活用の際に発生する費用を銀行が負担
  - ・ 一定の要件を満たせば、金利優遇や担保を不要としている。

### ➤ 知的財産活用促進のための課題

- ・ 行員の知識やノウハウが不足。  
⇒行員による知的財産に係る資格取得の推奨など、人材育成に努めるとともに、外部機関とも連携。

# 地域金融機関における知的財産を活用した融資の取組事例

## 岩手銀行

- 同行は、平成27年3月に盛岡市で開催された東北経済産業局主催「ものづくり・商業・サービス革新補助金」の説明会に参加したことで「知財ビジネス評価書」を知り、専門性の高い研究開発型企業の技術内容の理解や客観的な事業評価を目的として、評価書を活用。株式会社アイカムス・ラボ(本社:岩手県盛岡市)の一眼レフカメラのレンズフォーカス機構に関する特許等の評価を実施。
- 岩手県保証協会と連携して同評価書を融資判断の材料として活用。同社の技術や今後の成長性についてより深い理解を得ることができ、岩手県保証協会の保証許諾を得て、同社に対し、運転資金3千万円の融資を実施した。

### アイカムス・ラボ (2016年2月現在)

岩手県盛岡市北飯岡一丁目8番25号  
(盛岡市新事業創出支援センター A1棟)

設立:平成15年5月28日

資本金:4,227万円 従業員数:28名

業務内容:

- ・マイクロアクチュエーター(超小型駆動装置)とその応用製品の開発・製造・販売
- ・上記製品や技術、製造装置、評価装置の受託開発など



(出典)岩手銀行、特許庁

## 千葉銀行

### 融資制度の内容

項目	内容
ご利用対象者	1年以内に「企業特許レポート」を作成している法人または個人事業主の方
お使用みち	運転資金・設備資金
ご融資金額	1,000万円以上
ご融資期間	運転資金1年超5年以内 設備資金1年超10年以内(但し、法定耐用年数の範囲内) (据置期間1年以内)
ご返済方法	元金均等返済または元利均等返済 (信用保証協会の保証付の場合は、元金均等返済)
ご融資利率	当行所定利率(変動金利)
担保	原則、不要
保証人	法人の場合:原則、代表者 個人の場合:原則、不要 (必要に応じて、信用保証協会)

平成29年1月31日現在

### 「ちばぎん知財活用融資」の取組事例

- 企業概要  
A社(千葉県千葉市)  
業歴50年超の廃電線処理機・半導体  
粉碎機の販売・製造業(資本金20百万円)
- 保有する特許  
「電線屑高品位回収装置」
- 取組内容  
「企業特許レポート」を作成し、当行の営業担当  
者が、分析結果をフィードバックし、当社の強みや課題を  
経営者と共有するなか、今後の経営戦略について相談。
- 成果  
運転資金10百万円(期間5年)



(出典)千葉銀行